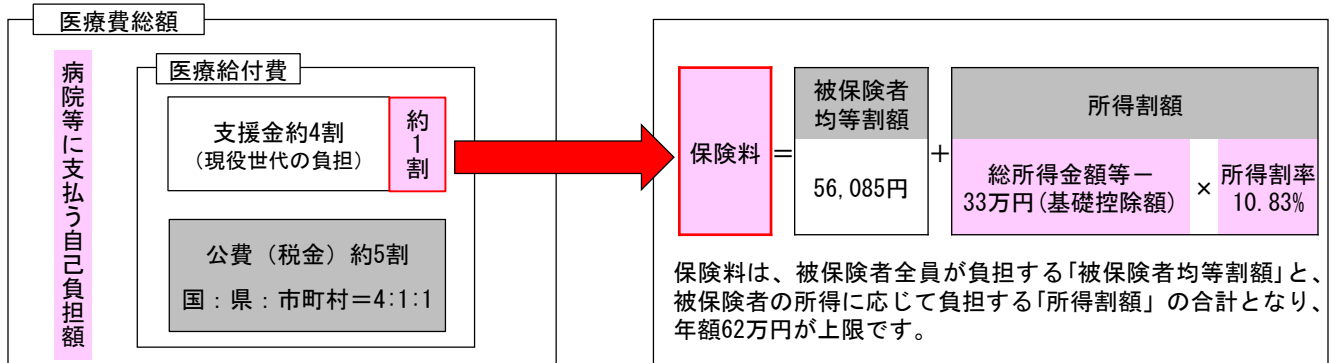


# 令和元年度 後期高齢者医療制度の保険料



保険料は、平成30年中の所得金額と世帯（平成31年4月1日時点※）の状況を基に算定を行い決定します。被保険者（加入者）の皆さんへは「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。※75歳になる人及び県外からの転入者は、その時点を基準に算定。

## 保険料の決まり方(計算方法)



- ◆保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ◆保険料は、加入者一人ひとりにかかります。保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は、2年ごとに見直され、平成30年度に改定されています。
- ◆総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
- ◆例えば、公的年金等の収入のみの人で、年額が153万円以下の場合、総所得金額等は33万円以下となるため所得割額はかかりません。



## 保険料の軽減について

### ◇均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて、下表のとおり均等割額（年額56,085円）が軽減されます。※原則は7割軽減ですが、特例措置により8割軽減または8.5割軽減となっています。

### ◇軽減特例措置の見直し

これまで均等割額が9割軽減であった人は、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策が開始されることから、今年度から軽減割合が見直されます。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額※の合計額
	令和元年度	
8.5（7）割軽減	8,412円	【33万円（基礎控除額）】以下
8（7）割軽減 （平成30年度における9割軽減）	11,217円	【33万円（基礎控除額）】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）】
5割軽減	28,042円	【33万円（基礎控除額）+28万円×被保険者数】以下
2割軽減	44,868円	【33万円（基礎控除額）+51万円×被保険者数】以下

※軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

### ◇被用者保険※1の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、制度加入後2年間は被保険者均等割額が5割軽減※2となります。また、所得割額はかかりません。

※1：被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

※2：均等割額の軽減が8（7）割軽減または8.5（7）割軽減に該当する人は、それぞれの軽減が優先されます。

### ◇保険料の減免制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、ご相談ください。

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 TEL75-4973